

公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター
役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター（以下「本財団」という。）の定款第18条及び第35条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、本財団を主たる勤務場所とし週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費含む）、交通費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 本財団は、役員及び評議員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員を兼務する常勤役員には、職員給与規程に基づき給与を支給し、報酬を支給しない。
- 3 非常勤役員及び評議員の報酬は日額とし、理事会等への出席の都度、一人一回4,000円を支給する。
- 4 非常勤役員及び評議員ともに賞与、退職手当は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用の弁償)

第5条 本財団は、役員及び評議員がその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

- 2 費用の弁償の額は実費とし、役員及び評議員は証拠書類を添付して請求しなければならない。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただ

し、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第6条 本財団は、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。